平成２８年（フ）第５２７号
岡山県和気郡和気町田原上1208番地
債務者　十河　　勝
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４７号
岡山市東区瀬戸町万富395番地72
債務者　阿部由加里
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６０号
岡山市東区金岡西町1100番地１
債務者　楠　　正久
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７号
岡山市北区東古松５丁目１番２号グランドステータスティエラ203号
債務者　江尻真由美（旧姓大串・本岡）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０号
横浜市鶴見区市場大和町９番11号　アーバンタケウチ201号室
債務者　工藤　中義
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２８３号
神奈川県厚木市東町７－３　アーバンヒルズ本厚木507、住民票上の住所横浜市南区唐沢46番地
債務者　矢田　伸一
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６号
神奈川県茅ヶ崎市堤90番地２　コーポダイゼンＢ－101
債務者　青山吉治こと　崔　　吉治
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７２５号
横浜市保土ケ谷区釜台町１番12―403号
債務者　丸山美智代（旧姓椿）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑767番地２　ベルドミール湘南101
債務者　宇田川裕美
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４３号
静岡市清水区鶴舞町５番１号　プレジール鶴舞101号室、旧住所岐阜県加茂郡川辺町下川辺421番地１
債務者　稲永　慎一
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１５７号
大阪市中央区東高麗橋３―22エスレジデンス北浜1309、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目９番１―1011号
債務者　松林真由子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５４８号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目22番13―503号
債務者　伊東　謙次
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３号
大阪市淀川区十三元今里２丁目13番18―204号
債務者　下浦　大輔
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１号
大阪市平野区平野西４丁目10番22号　サンライフ平野401号室
債務者　杉浦　明子（旧姓新元）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２３年（フ）第１９７号
石川県かほく市横山タ112番地２
破産者　株式会社マルエー機工
1　主文　本件破産手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成29年１月23日
3　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月15日午前10時45分
金沢地方裁判所民事部